

## 掛川第五地区まちづくり協議会 規約 (改訂案)

第1条 この会は、掛川第五地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称し、事務所を掛川市大池 438-1 掛川第五地域生涯学習センター内に置く。

### （目的）

第2条 協議会は、掛川市自治基本条例（平成 24 年 12 月 21 日掛川市条例第 29 号）の趣旨に従い、掛川第五地区住民の相互交流及び協力により、住みよい地域にすることを目的とする。

### （構成）

第3条 協議会は、掛川第五地区内に居住する住民及び団体・事業所（以下「団体等」という。）を構成員とする。

2 団体等は、協議会の趣旨に賛同し、新規加入を希望するときは、運営委員会の承認を得なければならない。

### （事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、新たな公共的課題の把握、模索及び解決に努めるとともに、事業推進にあたっては既存組織や団体の活動を最大限に生かしつつ、掛川第五地区全体で取り組むことが望ましい次の各号に掲げる事業について実施するものとする。

- (1) 地区内で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、関連機関との調整、実施等に関すること。
- (2) 実施事業の検証及び改善に関すること。
- (3) 地区まちづくり計画の策定に関すること。
- (4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。
- (5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
- (6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

### （役員構成）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局長
- (4) 会計
- (5) 部会長
- (6) 副部会長

- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
但し、特別の理由がない限り原則として最長3期6年とする。
- 3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 必要に応じ総会の承認を得て顧問を置くことができる。

(役員の職務)

第6条 協議会の役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の運営及び事業に伴う連絡調整及び事務を統括する。
- (4) 会計は、協議会の経理に関する業務を行う。
- (5) 部会長は、各部会の運営及び事業を統括し、副部会長は部会長を補佐する。
- (6) 顧問は、必要に応じて各種会議に出席し助言を行うことができる。

(役員の選出)

第7条 第5条1項の役員は運営委員会で選出し総会の承認を得る。

(監事)

第8条 協議会に監事2名を置く。

- 2 監事は運営委員会で選出し総会の承認を得る。
- 3 監事の任期は、1年とする。
- 4 監事は、協議会の事業及び会計を監査する。
- 5 監事は、協議会の役員を兼ねることができない。

(組織)

第9条 協議会に次の組織を設ける。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 企画委員会
- (4) 事務局会
- (5) 部会
- (6) 特別委員会

(会議)

第10条 協議会の会議は、「総会」、「運営委員会」、「企画委員会」、「事務局会」、「部会」及び「特別委員会」とする。

(総会)

第 11 条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

- 2 総会は、年 1 回通常総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は運営委員の2分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催するものとする。
- 3 総会は、代議員をもって構成し、代議員の資格を有する者は会長が運営委員会に諮って定める。
- 4 議長は、代議員の中から会長が指名する。
- 5 総会は、委任状を含む代議員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 6 総会は、次の各号に掲げる事項を審議決議する。
  - (1) 事業報告及び決算に関すること。
  - (2) 事業計画及び予算に関すること。
  - (3) 役員を選任に関すること。
  - (4) 規約の改廃に関すること。
  - (5) その他協議会の運営上の重要事項に関すること。
- 7 総会の決議は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会)

第 12 条 運営委員会は、事業計画(案)と予算編成(案)、その他会務運営上必要な事項について協議し決定することができる。

- 2 運営委員会構成員は「運営委員名簿」に記載されている運営委員とする。
- 3 運営委員長は、会長が務める。
- 4 運営委員会は、運営委員長が必要と認める場合を開催する。
- 5 監事は、その職責上必要と思われる場合は運営委員会に出席し意見を述べるすることができる。

(企画委員会)

第 13 条 企画委員会は、事業計画および予算編成に係る企画立案、運営委員会に付議すべき事項、その他運営上必要な事項について協議する。

- 2 企画委員会構成員は「運営委員名簿」に記載されている企画委員とする。
- 3 企画委員長は、会長が務める。
- 4 企画委員会は、企画委員長が必要と認める場合を開催する

(事務局会)

第14条 事務局会は、企画委員会に付議すべき事項、その他運営上必要な事項について協議する。

2 事務局会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局長
- (4) 会計
- (5) その他必要とする適任者

3 事務局会は、会長が必要と認める場合に開催する。

(部会)

第15条 協議会の事業を遂行するために、次の部会を置く。

- (1) 地域安全部会
- (2) 教育文化部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 環境美化部会
- (5) 体育部会
- (6) 広報部会

2 部会は協議会の構成員で構成する。

3 各部会に部会長、副部会長を置き、部会構成員は部会員とする。

4 部会に関し必要な事項は、会長が企画委員会に諮って定める。

(特別委員会)

第15条-2 協議会全体に関わる事業、又は課題への対応として、会長が必要と判断する場合は特別委員会を置く。

- (1) 特別委員会は会長が指示して組織する。
- (2) 特別委員会の期間はその事業が終了、又は必要性がなくなった時までとする。
- (3) 特別委員会の委員は会長が招集する。

(会計)

第16条 協議会の経費は、掛川市からの交付金、区長会、地区福祉協議会等からの事業補助金、事業の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(役員報酬)

第 18 条 掛川第五地区まちづくり協議会の役員、及び準ずるものに対して支給する報酬は「掛川第五地区まちづくり協議会 役員報酬規程」に定める。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるほか協議会の運営について必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(一部改訂)

平成 29 年 4 月 1 日

平成 30 年 4 月 15 日

平成 31 年 4 月 21 日

令和 2 年 4 月 19 日

令和 3 年 4 月 18 日